

予備試験（刑事訴訟法）

1. 事例における弁護人の主張について

- (1) 本事例において弁護人は、②の起訴基礎の事件は既に有罪判決が確定した①の起訴基礎の事件と共に常習傷害罪の包括一罪を構成することから免訴の判決を求める旨主張する。そこで、前訴の確定判決の一事不再理効が及ぶ範囲をどのように解すべきかが問題となる。

コメントの追加 [弁護士 中野知美1]: 問題提起OKです。

- (2) まず、一事不再理とは、一度審判がなされた事件については再度これを審判の対象とすることが許されないことをいう。そして、この根拠は、一度有罪とされる危険にさらされ、刑事訴追に伴う負担を負った被告人は、二度と同じ危険・負担を負うことはないという二重の危険の法理（憲法 39 条前段後半、後段）にあると解される。

そして、公訴事実の同一性の範囲で訴因変更が可能である以上、（刑事訴訟法 312 条 1 項）、その範囲内で被告人は有罪とされる危険にさらされているといえる。

よって、一事不再理効は、公訴事実の同一性の範囲内にある事実及ぶと解する。

コメントの追加 [弁護士 中野知美2]: OKです。

- (3) では、公訴事実の同一性をどのようにして判断すべきか。

この点、訴因が審判の対象であるため、公訴事実の同一性の判断は、前訴及び後訴の各訴因のみを基準として、これらを比較対照することによる行われるべきであると解する。

- (4) 以上を本問についてみると、たしかに①の起訴の事件と②の起訴の事件は両者とも傷害罪（刑法 204 条）であり、常習傷害罪を構成する関係にあるともいえる。しかし、両訴因とも常習性についての評価はなされていないことから、この点において両訴因の公訴事実の単一性は否定されると解する。

コメントの追加 [弁護士 中野知美3]: 常習の点も問題ですが、①と②を単独犯として見た時に、訴因が重なっていないことについて触れて欲しいです。

- (5) したがって、①②両訴因の公訴事実の単一性は否定されることから①の一事不再理効は②に及ばず、裁判所は免訴を求める主張を容れるべきではないと考える。

2. ①の起訴が常習傷害罪の公訴事実で行われていた場合について

このような場合は②の傷害罪（刑法 204 条）は、①の常習傷害罪の常習性の発露ということとなり、両訴因の公訴事実の単一性が肯定されると解する。

このように解すると、②には①の一事不再理効が及び、裁判所は②を審判の対象とすることができない。

したがって、裁判所は弁護人の主張通り免訴の判決を行わなければならないと考える。

コメントの追加 [弁護士 中野知美4]: どんな時に常習傷害罪として公訴事実が単一となるかについてまず規範立てをして欲しいです。

以上